

昭和三十七年政令第二百七十一号

農業協同組合施行令

内閣は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第四項ただし書、第五十二條第二項及び第七十二條の十五第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節 事業（第一条―第十六条）

第二節 共済契約に係る契約条件の変更（第十七条・第十八条）

第三節 組合員及び会員（第十九条・第二十条）

第四節 管理（第二十一条―第三十三条）

第五節 設立（第三十四条）

第六節 合併、新設分割及び清算（第三十五条―第三十九条）

第二章 農事組合法人（第四十条・第四十一条）

第三章 組織変更（第四十二条―第四十四条）

第四章 特定信用事業代理業（第四十五条―第四十九条）

第五章 特定信用事業電子決済等代行業（第四十九条の二―第四十九条の七）

第六章 指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）

第七章 監督（第五十五条）

第八章 雑則（第五十六条―第六十四条）

附則

第一章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節 事業

（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）

第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十條第七項第四号の事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Original text (上欄) and Replacement text (下欄). The original text lists various legal terms and their corresponding replacements for agricultural cooperative laws.

Main table with 4 columns: Item No., Description of Change (変更の事項), Original Text (元本文), and Replacement Text (置きかへる字句). It details specific amendments to the Agricultural Cooperative Law.

Table with 4 columns: Item No., Description of Change (変更の事項), Original Text (元本文), and Replacement Text (置きかへる字句). It details specific amendments to the Agricultural Cooperative Law, including provisions on supervision and management.

Table with 4 columns: Item No., Description of Change (変更の事項), Original Text (元本文), and Replacement Text (置きかへる字句). It details specific amendments to the Agricultural Cooperative Law, including provisions on regional development and financial support.

のために必要な土地の取得、区画形質の変更若しくは造成を行うのに要する資金（出資の総額の最低限度を千万円を下回らない範囲内で定める農業協同組合の要件）

第五条 法第十条の三第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業年度の開始の時に前項の組合員（法第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。次項において同じ。）の数が千人未満であること。
- 二 その地区の全部が地勢等の地理的条件が悪く、かつ、農業の生産条件が不利な地域として主務大臣が指定するものであること。

2 当該事業年度の直前の事業年度において前項第一号に掲げる要件に該当していた農業協同組合が事業年度の開始の時に前項の組合員の数が千人以上となつた場合においては、当該事業年度の終了の日までは、当該農業協同組合は、同号に掲げる要件に該当する農業協同組合とみなす。

（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当

該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第七条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定貯金等契約（法第十一条の五に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めらるるもの
- 二 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

（特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第九条 法第十一条の五の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

（同一人に対する信用の供与等）

第十条 法第十一条の八第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合に掲げる者（当該組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第三号及び第十項第四号において「受信合算対象者」という。）とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の合算子法人等
- ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者
- ハ ロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）
- ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第十条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

ヘ 会社以外の者であつて、ロに掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（法第十条の二第二項前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

決権を有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

- リ 当該同一人自身、次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）又はホ若しくはヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）
- (1) 当該同一人自身の子会社
- (2) 当該同一人自身を子会社とする会社
- (3) (2) に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）
- (4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）
- ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

2 前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

- 一 他の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を

支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）の場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 第一項を規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

4 第一項第一号及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 法第十一条の二第三項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6 第一項第一号に掲げる者及び同項第二号に掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 法第十一条の八第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として主務省令で定めるもの
 二 債務の保証として主務省令で定めるもの
 三 出資として主務省令で定めるもの
 四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

8 法第十一条の八第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人）をいふ。次項第三号及び第七項において同じ。に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第十一条の八第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 法第十一条の八第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び次項において「債務者等」という。）であつて次号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該組合が当該債務者等に対して法第十一条の八第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、次に掲げる債務者等に対して、当該農業協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

イ 当該農業協同組合連合会の会員その他農業生産力の増進及び農業経営の安定化並びに地区内の開発に寄与する事業を行つている者として主務省令で定める債務者等

ロ イに掲げるもののほか、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の主務省令で定める国民経済上特に重要な事業を行つている債務者等

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば当該組合又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

10 法第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、前項第二号に規定する債務者等に対して、当該農業協同組合連合会及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば当該組合及びその子会社等若しくは当該組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

11 法第十一条の八第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができ法人

三 地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか又はその基本財産の過半を拠出している営利を目的としない法人で主務省令で定めるもの

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関

12 法第十一条の八第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）

11 法第十一条の十第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所屬組合（法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第四十八条において同じ。）を除く。）とする。

一 当該組合の子法人等
 二 当該組合の関連法人等
 三 当該組合のために法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者を行う者（前二号に掲げる者を除く。）
 四 当該農業協同組合連合会の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の

再編及び強化に関する法律第四十二條第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合
 法第十一条の十第二項の政令で定める金融業
 を行う者は、次に掲げる者とする。
 一 第四十五各号に掲げる者
 二 前項第四号に掲げる者
 三 特例業務届出者（金融商品取引法第六十三條第五項に規定する特例業務届出者をいう。
 第十六條第二項第三号において同じ。）
 四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形
 の割引、売渡担保その他これらに類する方法
 によつてする金銭の交付又は当該方法によつ
 てする金銭の授受の媒介を含む。第十六條第
 二項第四号において同じ。）を業として行う
 者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引
 法第二條第九項に規定する金融商品取引業者
 をいう。同号において同じ。）、保険会社（保
 険業法（平成七年法律第五十五号）第二條第二
 項に規定する保険会社をいう。第十六條第二
 項第四号及び第五号において同じ。）及び前
 三号に掲げる者を除く。）

3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、
 組合によりその意思決定機関を支配されてい
 る他の法人等として主務省令で定めるものを
 いう。この場合において、組合及びその子法人等
 又は当該組合の子法人等が他の法人等の意思決
 定機関を支配している場合における当該他の法
 人等は、当該組合の子法人等とみなす。

4 第一項第二号に規定する「関連法人等」と
 は、組合（当該組合の子法人等（前項に規定す
 る子法人等をいう。以下この項において同じ。）
 を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる
 役職への当該組合の役員若しくは使用人である
 者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債
 務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は
 事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針
 の決定に対して重要な影響を与えることができ
 る他の法人等（子法人等を除く。）として主務
 省令で定めるものをいう。
 （特定共済契約の相手方に対する電磁的方法に
 よる提供の承諾等）

第十二條 法第十條第一項第十号の事業を行う組
 合は、法第十一條の二十七において準用する金
 融商品取引法（以下この条から第十四條までに
 おいて「準用金融商品取引法」という。）第三
 十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十
 四條の三第十二項（準用金融商品取引法第二十
 四條の三第十二項（準用金融商品取引法第二十

四條の四第六項において準用する場合を含む。）、
 第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二
 項及び第三十七條の四第二項において準用する
 場合を含む。以下この条において同じ。）の規
 定により準用金融商品取引法第三十四條の二第
 四項に規定する事項を提供しようとするときは
 は、農林水産省令で定めるところにより、あら
 じめ、当該事項の提供の相手方に対し、その
 用いる同項に規定する方法（以下この条におい
 て「電磁的方法」という。）の種類及び内容を
 示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけ
 ればならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の
 相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方
 法による提供を受けない旨の申出があつたとき
 は、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第
 三十四條の二第四項に規定する事項の提供を電
 磁的方法によつてしてはならない。ただし、当
 該相手方が再び前項の規定による承諾をした場
 合は、この限りでない。
 （特定共済契約の相手方からの電磁的方法によ
 る同意の取得の承諾等）

第十三條 法第十條第一項第十号の事業を行う組
 合は、準用金融商品取引法第三十四條の二第十
 二項（準用金融商品取引法第三十四條の三第二
 項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項
 において準用する場合を含む。））において準用
 する場合を含む。以下この条において同じ。）
 の規定により準用金融商品取引法第三十四條の
 二第十二項に規定する同意を得ようとするとき
 は、農林水産省令で定めるところにより、あら
 じめ、当該同意を得ようとする相手方に対
 し、その用いる同項に規定する方法（以下この
 条において「電磁的方法」という。）の種類及
 び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾
 を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の
 相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方
 法による同意を行わない旨の申出があつたとき
 は、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第
 三十四條の二第十二項に規定する同意の取得を
 電磁的方法によつてしてはならない。ただし、
 当該相手方が再び前項の規定による承諾をした
 場合は、この限りでない。
 （特定共済契約に関して利用者の判断に影響を
 及ぼす重要事項）

第十四條 準用金融商品取引法第三十七條第一項
 第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲
 げる事項とする。

一 特定共済契約（法第十一條の二十七に規定
 する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関
 して利用者が支払うべき手数料、報酬その他
 の対価に関する事項であつて農林水産省令で
 定めるもの
 二 利用者が行う特定共済契約の締結について
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相
 場その他の指標に係る変動を直接の原因とし
 て損失が生ずることとなるおそれがある場合
 にあつては、次に掲げる事項
 イ 当該指標
 ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずる
 おそれがある旨及びその理由
 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農
 林水産省令で定める事項
 （特定共済契約の締結について金融商品取引法
 を準用する場合の説替え）

第十五條 法第十一條の二十七の規定により金融
 商品取引法第三十四條、第三十七條第一項第一
 号及び第三十七條の三第一項第一号の規定を準
 用する場合においては、同法第三十四條中「同
 條第三十一項第四号」とあるのは、「第二條第三
 十一項第三十七條の三第一項第一号中「商号、
 名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替え
 るものとする。
 （法第十條第一項第十号の事業を行う組合の子
 金融機関等の範囲）

第十六條 法第十一條の三十一第二項の政令で定
 める者は、次に掲げる者とする。
 一 当該組合の子法人等
 二 当該組合の関連法人等
 2 法第十一條の三十一第二項の政令で定める金
 融業を行う者は、次に掲げる者とする。
 一 外国保険会社等（保険業法第二條第七項に
 規定する外国保険会社等をいう。）
 二 少額短期保険業者（保険業法第二條第十八
 項に規定する少額短期保険業者をいう。）
 三 特例業務届出者
 四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業と
 して行う者（保険会社、銀行、金融商品取引
 業者及び前三号に掲げる者を除く。）
 五 外国の法令に準拠して外国において保険業
 法第二條第一項に規定する保険業を行う者
 （保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、
 組合によりその意思決定機関を支配されている
 他の法人等として農林水産省令で定めるものを
 いう。この場合において、組合及び子法人等又
 は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配
 している場合における当該他の法人等は、当該
 組合の子法人等とみなす。
 4 第一項第二号に規定する「関連法人等」と
 は、組合（当該組合の子法人等（前項に規定す
 る子法人等をいう。以下この項において同じ。）
 を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる
 役職への当該組合の役員若しくは使用人である
 者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債
 務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は
 事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針
 の決定に対して重要な影響を与えることができ
 る他の法人等（子法人等を除く。）として農林
 水産省令で定めるものをいう。
 第二節 共済契約に係る契約条件の変更
 （変更対象外契約の範囲）
 第十七條 法第十一條の五十二第四項の政令で定
 める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。
 一 契約条件の変更の基準となる日（次号にお
 いて「基準日」という。）において既に共済
 事故が発生している共済契約（当該共済事故
 に係る共済金の支払により消滅することとな
 るものに限る。）
 二 基準日において既に共済期間が終了してい
 る共済契約（基準日において共済期間の中途
 で解約その他の共済契約の終了の事由が発生
 しているものを含む。前号に掲げるものを除
 く。）
 （契約条件の変更の限度）
 第十八條 法第十一條の五十四第二項の政令で定
 める率は、年百分の三とする。
 第三節 組合員及び会員
 （農業協同組合連合会の会員等の議決権及び選
 挙権）
 第十九條 農業協同組合連合会が法第十六條第二
 項の規定によりその会員に対して二個以上の議
 決権及び選挙権を与えるときは、会員の組合員
 の数（会員が農業協同組合連合会である場合に
 あつては、当該農業協同組合連合会を直接又は
 間接に構成する農業協同組合の組合員の数及び
 当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構
 成上の関連度）に応じて与える議決権及び選挙
 権の総数は、会員に平等に与える議決権及び選
 挙権の総数を超えてはならない。
 2 前項の規定は、農業協同組合連合会が法第四
 十八條第七項において準用する法第十六條第二

項の規定によりその総代に対して二個以上の議決権及び選挙権を与える場合について準用する。

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第二十條 法第十六條第八項及び第五十八條第七項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十條第三項及び第三百十二條第一項に規定する事項を電磁的方法(法第十一條の十九項第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第二十四條において同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第四節 管理

(経営管理委員を置かなければならない農業協同組合連合会)

第二十一條 法第三十條の二第二項の政令で定める農業協同組合連合会は、次のとおりとする。
一 法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会
二 前号に掲げる農業協同組合連合会以外の農業協同組合連合会であつて、その事業年度の開始の時に掲げる役員(法第十二條第二項第二号又は第三号の規定による役員を除く。次項において同じ。)の数が五百人以上であるもの

2 その直前の事業年度において前項第二号に掲げる農業協同組合連合会に該当していなかつた農業協同組合連合会(同項第一号に掲げる農業協同組合連合会に該当するものを除く。)が事業年度の開始の時に掲げる役員(法第十二條第二項第二号又は第三号の規定による役員を除く。次項において同じ。)の数が五百人以上となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合連合会は、同項第二号に掲げる農業協同組合連合会に該当しないものとみなす。

(会計監査人の監査を要しない組合の範囲)

第二十二條 法第三十七條の二第一項第一号に規定する政令で定める規模に達しない法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合は、その事業年度の開始の時に掲げる貯金及び定期積金の合計額(以下「貯金等合計額」という。)が二百億円に達しないものとする。

2 法第三十七條の二第一項第二号に規定する政令で定める規模に達しない農業協同組合連合会は、その負債の合計金額(最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額をいい、新たに設立された農業協同組合連合会であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。)が二百億円に達しないものとする。

3 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七條の二第一項第一号に規定する農業協同組合に該当するものとみなす。

4 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額が新たに二百億円以上となつた場合(合併により設立された農業協同組合であつて同号の事業を行うものに係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額が二百億円以上である場合)においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七條の二第一項第一号に規定する農業協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

5 前二項の規定は、法第三十七條の二第一項第二号に規定する農業協同組合連合会について準用する。この場合において、第三項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額(前項に規定する負債の合計金額をいう。次項において同じ。)」と、「当該事業年度の終了後」とあるのは「その後」と、前項中「貯金等合計額」とあるのは「負債の合計金額」と、「当該事業年度の開始後最初に招集される」とあるのは「最後の貸借対照表を決議した」と読み替えるものとする。

終の貸借対照表を決議した」と読み替えるものとする。

(会計監査人の監査について会社法を準用する場合の読替え)

第二十三條 法第三十七條の二第四項の規定による会社法第四百二十九條の規定を準用する場合においては、同条中「場合には」とあるのは「場合には、当該計算書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)については」と、「取締役」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第二十四條 法第四十三條の六第二項(法第四十條第二項及び第四十八條第七項において準用する場合を含む。)の規定により電磁的方法による通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(共済規程の変更に関する定款の規定事項)

第二十五條 組合は、法第四十四條第五項の規定により共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとしようとするときは、総会の決議を経ることを要しない共済規程の変更の範囲及び当該変更をした場合における当該変更の内容の組合員又は会員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十六條 法第四十九條第二項(法第五十條の二第四項、第五十條の四第四項、第五十四條の五第三項、第六十五條第四項(法第七十條第二項において準用する場合を含む。))及び第七十條の三第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他組合の事業に係る多数人を相手方とする定型

的契約の債権者で農林水産省令で定めるものとする。

(行政庁の認可を要しない信用事業の譲渡又は譲受け)

第二十七條 法第五十條の二第三項の政令で定めるものは、次に掲げる事業のみに係る信用事業(法第十一條第二項に規定する信用事業をいう。第三十條第一項及び第五十九條第二項第一号口において同じ。)の譲渡又は譲受けとする。
一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱
二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
三 両替

(払込済みの出資の額に依じてする剰余金配当の限度)

第二十八條 法第五十二條第二項の政令で定める割合は、農業協同組合にあつては年七分、農業協同組合連合会にあつては年八分とする。

(自己資本の基準)

第二十九條 出資組合(法第十條第二項に規定する出資組合をいう。以下この項において同じ。)の自己資本の額は、次の各号に掲げる金額の合計額以上でなければならない。
一 当該出資組合の有する固定資産の価額
二 当該出資組合の出資する組合、農林中央金庫及びその他の団体への払込済出資金(主務大臣の指定するものを除く。)の額

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する自己資本の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
(信用事業に係る經理の他の經理への資金運用の基準)

第三十條 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合が信用事業に係る經理から信用事業以外の事業に係る經理へ運用する資金の額は、当該農業協同組合の自己資本の額を超えてはならない。

2 前項に規定する資金及び自己資本の額の計算方法は、主務省令で定める。

(貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準)

第三十一條 法第十條第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付(以下この条及び第五十七條において「貯金の払戻し等」という。)に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同

号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は貯金の払戻し等に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。
(余裕金運用の基準)

第三十二条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。)を除く。)は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。
一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金
二 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。)又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
三 特別の法律により設立された法人の発行する債券(前号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得
四 信託会社又は信託業務を営む金融機関(以下この条において「信託会社等」という。)への金銭信託
五 証券投資信託(主務大臣の指定するものに限る。)又は貸付信託の受益証券の取得
六 金銭債権(主務大臣の指定するものに限る。)の取得
七 法第十条第九項に規定する短期社債等(第二号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得

2 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(特定農業協同組合を除く。)は、前項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。
3 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。
一 第一項各号のいずれかに掲げる方法
二 株式(主務大臣の指定するものに限る。)の取得
三 第一項第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得
四 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの(主務大臣の指定するものに限る。)

5 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
4 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第三号に規定する債券又は第一項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。
5 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が第一項第三号から第七号まで又は第三項各号(同項第一号については、第一項第三号から第七号までに係る部分に限る。)に掲げる方法により運用する余裕金の総額は、当該農業協同組合の貯金等合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。ただし、特定農業協同組合にあつては、特別の理由がある場合において都道府県知事(都道府県の区域を超える区域を地区とする特定農業協同組合にあつては、主務大臣)の承認を受けたときは、この限りでない。
(非出資組合への移行について法を準用する場合の読替え)

第三十三条 法第五十四条の五第三項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第二十三条及び第二十五条の規定を準用する場においては、これらの規定中「第二十一条第一項の規定により脱退した組合員」とあるのは、「組合員」と読み替えるものとする。
第五節 設立
第三十四条 法第五十八条第七項の規定により創立総会について会社法第三百十条第二項及び第三項の規定を準用する場においては、同条第二項中「前項」とあるのは、「農業協同組合法第五十八条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「農業協同組合法第五十八条第七項において準用する同法第十六条第七項」と読み替えるものとする。
第六節 合併、新設分割及び清算
第三十五条 法第六十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。)である場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。)とする。
一 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額
三 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項
五 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
六 合併を行う組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
七 合併を行う時期
八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定によつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)
九 前項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。
三 第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合)」とあるのは、「非出資農事組合(法第七十二条の十第二項に規定する非出資農事組合法人)」と読み替えるものとする。
第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十八条の十の規定を準用する場においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは、「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは、「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。
第三十七条 新設分割についての自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第十九条の二第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第

六十六号)第二十二條の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十四條の二第二項において準用する民法第三百九十八條の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする。
(新設分割についての貯金者等に対する各別の催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用関係)
第三十八条 法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、適用しない。
(組合の清算人について会社法を準用する場合の読替え)

第三十九条 法第七十二条の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第六項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八條第四項の規定を準用する場においては、同法第三百八十六條第一項中「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八條第四項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。
第二章 農事組合法人
第四十条 法七十二條の十三第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
二 当該農事組合法人に対するその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じて当該農事組合法人の事業の円滑化に寄

二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額
三 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項
五 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
六 合併を行う組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
七 合併を行う時期
八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定によつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)
九 前項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。
三 第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合)」とあるのは、「非出資農事組合(法第七十二条の十第二項に規定する非出資農事組合法人)」と読み替えるものとする。
第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十八条の十の規定を準用する場においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは、「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは、「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。
第三十七条 新設分割についての自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第十九条の二第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第

六十六号)第二十二條の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十四條の二第二項において準用する民法第三百九十八條の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする。
(新設分割についての貯金者等に対する各別の催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用関係)
第三十八条 法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、適用しない。
(組合の清算人について会社法を準用する場合の読替え)

第三十九条 法七十二條の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第六項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八條第四項の規定を準用する場においては、同法第三百八十六條第一項中「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八條第四項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。
第二章 農事組合法人
第四十条 法七十二條の十三第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
二 当該農事組合法人に対するその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じて当該農事組合法人の事業の円滑化に寄

二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額
三 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項
五 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
六 合併を行う組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
七 合併を行う時期
八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定によつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)
九 前項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。
三 第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合)」とあるのは、「非出資農事組合(法第七十二条の十第二項に規定する非出資農事組合法人)」と読み替えるものとする。
第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十八条の十の規定を準用する場においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは、「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは、「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。
第三十七条 新設分割についての自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第十九条の二第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第

六十六号)第二十二條の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十四條の二第二項において準用する民法第三百九十八條の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」とする。
(新設分割についての貯金者等に対する各別の催告を受けなかつた債権者に関する特例の適用関係)
第三十八条 法第七十条の五第二項及び第三項の規定は、法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項に規定する貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には、適用しない。
(組合の清算人について会社法を準用する場合の読替え)

第三十九条 法七十二條の三の規定により組合の清算人について会社法第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第六項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百七十八條第四項の規定を準用する場においては、同法第三百八十六條第一項中「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の三第二項」と、同法第四百七十八條第四項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と読み替えるものとする。
第二章 農事組合法人
第四十条 法七十二條の十三第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
二 当該農事組合法人に対するその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じて当該農事組合法人の事業の円滑化に寄

二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額
三 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項
五 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
六 合併を行う組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
七 合併を行う時期
八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定によつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)
九 前項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。
三 第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合)」とあるのは、「非出資農事組合(法第七十二条の十第二項に規定する非出資農事組合法人)」と読み替えるものとする。
第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十八条の十の規定を準用する場においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは、「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは、「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。
第三十七条 新設分割についての自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第十九条の二第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第

<p>第五十二條の前項第三号から前項第四号又は第五十六條第二項第五号までのい五号</p>	<p>二項に規定する電磁的方法をいう。</p>
<p>第五十二條の見出し</p>	<p>所属組合等</p>
<p>第五十二條の營業所</p>	<p>事務所</p>
<p>第六十條第一項</p>	<p>事務所</p>
<p>2 法第九十二條の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替える銀行法読み替読み替える字句の規定</p>
<p>第五十二條の三十商号 第七第一項第四号、 第五十二條の四十 第四第一項第一号</p>	<p>名称</p>
<p>第五十二條の四十 第四第二項</p>	<p>預金又は定期積金は定期積金等</p>
<p>第五十二條の五十 第一第二項</p>	<p>電磁的記録 同組合法第十一條の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。</p>
<p>第五十二條の五十 九の見出し</p>	<p>電磁的電磁的方法 十一條の十九第二項に規定する電磁的方法をいう。</p>
<p>第五十二條の五十 九の見出し</p>	<p>所属銀行 所属組合等</p>

(特定貯金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十七條 法第九十二條の五において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの
 - 二 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
 - 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項
- (特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
- 第四十八條** 特定信用事業代理業者は、法第九十二條の五において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する同法第三十四條の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
- 第四十九條** 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十二條の五において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)
- 第四十九條** 法第九十二條の五の規定により金融商品取引法第三十七條の三第一項第一号及び第三十七條の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替えるものとする。

第五章 特定信用事業電子決済等代行業

- (認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定の申請)
- 第四十九條の二** 法第九十二條の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。
- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 役員氏名
 - 四 法第九十二條の五の六第二号に規定する協会の氏名又は名称
- 2** 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- (特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え)
- 第四十九條の三** 法第九十二條の五の九第一項の規定により銀行法第五十二條の六十一の五第一項第一号及び第五十二條の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合には、同号中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務、農業協同組合法第九十二條の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二條の六十一の二十八第一項及び第五十二條の六十一の二十九において同じ。」と読み替えるものとする。
- (登録の基準となる法律の範囲)
- 第四十九條の四** 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 中小企業等協同組合法
 - 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)
- (名称の使用制限の適用除外)
- 第四十九條の五** 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の五十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいづれかを受けた者とする。
- 一 水産業協同組合法百十四條の規定による認定
 - 二 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六條の五の七の規定による認定
- 三 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九條の十の規定による認定
 - 四 銀行法第五十二條の六十一の十九の規定による認定
 - 五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五條の五の七の規定による認定
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十條の二十一の規定による認定
- 2** 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいづれかの社員である者とする。
- 一 水産業協同組合法百十五條に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 二 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会
 - 三 労働金庫法第八十九條の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
 - 四 銀行法第二條第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会
 - 五 農林中央金庫法第九十五條の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法第六十條の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
- (目的外利用の禁止の適用除外)
- 第四十九條の六** 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十二條の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいづれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の役員等(法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。
- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| <p>認定
水産業協同組合法百十四條の認定</p> | <p>業務
同法百十五條に規定する業務</p> |
|-------------------------------|-----------------------------|

協同組合による金融事業 同法第六條の五の八に 関する法律第六條の五 規定する業務 の七の認定	同法第八十九條の十一 に規定する業務
労働金庫法第八十九條の 十の認定	同法第五十二條の六十 一の十九の認定
銀行法第五十二條の六十 一の十九の認定	同法第五十二條の六十 一の二十に規定する業 務
農林中央金庫法第九十五 條の五の七の認定	同法第九十五條の五の 八に規定する業務
株式会社商工組合中央金 庫法第六十條の二十一の 認定	同法第六十條の二十二 に規定する業務

(外国法人等である特定信用事業電子決済等代
行業者に対して法の規定を適用する場合の読替
え)

第四十九條の七 外国法人又は外国に住所を有す
る個人である特定信用事業電子決済等代行業者
(法第九十二條の五の三第一項に規定する特定
信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十
二條の五の八第六項の規定により特定信用事業
電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代
行業者(同條第一項に規定する電子決済等代
行業者をいう。)を含む。第六十一條において同
じ。)に対して法の規定を適用する場合におい
ては、次の表の上欄に掲げる法第九十二條の五
の九第一項において準用する銀行法の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

読み替える法読み替え読み替える字句 第九十二條の五の九第一項 において準用 する銀行法の 規定	氏名及び外国に住所を有 する個人にあつては、日 本における代理人の商 号、名称又は氏名
第五十二條の氏名 六十一の三第 一項第一号	所在地並びに主たる営業 所又は事務所の名称及び 所在地(外国に主たる営 業所又は事務所を有する 場合に限る。)

第五十二條の含む。 六十一の三第 二項第二号	並びに国内にお ける主たる営業所又は事 務所の登記事項証明書 (国内に営業所又は事務 所を有する場合に限る。)
第五十二條の役員 六十一の七第 一項第三号	役員(外国の法令上これ と同様に取扱いされてい る者を含む。)
第五十二條の決定によ り第六十一の七第 一項第四号	決定(外国の法令上これ に相当するものを含む。 次号において同じ。)を 受けたとき
第五十二條のとき 六十一の七第 一項第五号	とき(国内における営業 所又は事務所の清算を開 始したときを含む。)
第五十二條の事務所 六十一の八第 一項第四号	事務所の連絡先及び国内 に当該営業所又は事務所 を有しない場合にあつて は、日本における代表者 又は代理人
第五十二條の営業所 六十一の十七 第二項	国内における営業所 所在(法日本における代表者若し 人であるくは代理人の所在 場合にあ つては、 その法人 を代表す る役員 の所在)

第六章 指定紛争解決機関
(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法
律の規定による指定)

第五十條 法第九十二條の六第一項第二号及び第
四号二、法第九十二條の八第一項において準用
する銀行法第五十二條の六十六及び第五十二條
の八十三第三項並びに法第九十二條の九第一項
において準用する保険業法第三百八條の六及び
第三百八條の二十三第三項の政令で定めるもの
は、次に掲げる指定とする。

一 金融商品取引法第五十六條の三十九第一
項の規定による指定

二 第五十二條各号に掲げる指定

(異議を述べた組合の数の組合の総数に占める
割合)

第五十一條 法第九十二條の六第一項第八号の政
令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二條 法第九十二條の八第一項において準
用する銀行法第五十二條の七十七及び法第九十
二條の九十七において準用する保険業法第三
百八條の十七に規定する政令で定めるものは、
次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三
十五條の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三号)第十二條の二
第一項の規定による指定

三 水産業協同組合法第八十八條第一項の規定
による指定

四 中小企業等協同組合法第六十九條の二第一
項の規定による指定

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十
八号)第八十五條の十二第一項の規定による
指定

六 長期信用銀行法第十六條の八第一項の規定
による指定

七 労働金庫法第八十九條の十三第一項の規定
による指定

八 銀行法第五十二條の六十二第一項の規定に
よる指定

九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十一号)
第四十一條の三十九第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八條の二第一項の規定によ
る指定

十一 農林中央金庫法第九十五條の六第一項の
規定による指定

十二 信託業法第八十五條の二第一項の規定に
よる指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法
律第五十九号)第九十九條第一項の規定によ
る指定

(指定信用事業等紛争解決機関について銀行法
を準用する場合の読替え)

第五十三條 法第九十二條の八第一項の規定によ
り銀行法第五十二條の六十八第一項の規定を準
用する場合においては、同項中「商号」とある
のは、「名称」と読み替えるものとする。

(指定共済事業等紛争解決機関について保険業
法を準用する場合の読替え)

第五十四條 法第九十二條の九第一項の規定によ
り保険業法第三百八條の七第二項第一号及び第

三百八條の八第一項の規定を準用する場合にお
いては、同号中「当事者」とあるのは「当事者
である加入組合若しくはその利用者(以下単に
「当事者」という。)」と、同項中「商号、名称
又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるも
のとする。

第七章 監督

第五十五條 法第九十三條第二項の政令で定める
特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合の子会社(法第十一條の二第二項
に規定する子会社をいう。)

二 当該組合がその総会員の議決権の百分の五
十を超える議決権を有する農業協同組合連合
会

三 当該組合(法第十條第一項第三号の事業を
行うものに限る。)がその経営を支配してい
る法人として主務省令で定めるもの(前二号
に掲げるものを除く。)

第八章 雑則

(主務大臣等)

第五十六條 この政令において、次の各号に掲げ
る主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとお
りとする。

一 第三條、第四條、第十條第十一項第五号、
第三十一條、第三十二條及び第四十九條の二
第一項に規定する主務大臣 農林水産大臣及
び内閣総理大臣

二 第五條第一項第二号及び第二十九條第一項
第二号に規定する主務大臣 農林水産大臣

三 この政令における主務省令は、農林水産省
令・内閣府令とする。ただし、第四十四條に規
定する主務省令は、農林水産省令・厚生労働省
令とする。

(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第五十七條 法第九十八條第六項の政令で定める
事由は、次の各号のいずれにも該当することと
する。

一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確
保するための措置が早急にとられなければ、
組合が貯金の払戻し等を停止するおそれがあ
ること。

二 組合が貯金の払戻し等を停止した場合に
は、当該組合が業務を行っている地域又は分
野における融資比率が高率であることによ
り、他の金融機関による金融機能の代替が著
しく困難であるため、当該地域又は分野にお
ける経済活動に極めて重大な障害が生ずるこ

二 組合が貯金の払戻し等を停止した場合に
は、当該組合が業務を行っている地域又は分
野における融資比率が高率であることによ
り、他の金融機関による金融機能の代替が著
しく困難であるため、当該地域又は分野にお
ける経済活動に極めて重大な障害が生ずるこ

ととなる事態を生じさせるおそれがあること。

(内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限)

第五十八條 法第九十八條第十三項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十一條第一項の規定による承認
- 二 法第六十條第一項の規定による設立の認可
- 三 法第九十五條第三項の規定による法第十一條第一項の承認の取消し
- 四 法第九十五條の二の規定による解散の命令
- 五 前各号に掲げる処分に係る法第九十八條の三の規定による通知

(権限の委任)

第五十九條 法による農林水産大臣の権限のうち法第九十三條第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令(地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人(以下この項において「組合等」という。))に関するものに限る。は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第九十八條第十三項の規定及び第六十二條の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

- 一 法第十一條第三項、第十一條の八第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)(同条第一條の九ただし書、第十一條の六十五第二項ただし書(法第十一條の六十七第二項において準用する場合を含む。)、第十一條の六十六第四項(同条第六項において準用する場合を含む。))及び第五項ただし書、第四十四條第二項、第五十條の二第三項、第六十四條第二項、第六十五條第二項並びに第七十條の三第三項の規定による認可及び承認(次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。)
- イ 法第十一條第三項の規定による承認
- 農協同組合連合会又は承継農業協同組合

(法第七十條第一項の規定により法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合をいう。以下この号及び第五号において同じ。)

可 農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の信用事業の全部の譲渡及び農業協同組合連合会又は承継農業協同組合からの信用事業の全部の譲受け

- ハ 法第六十四條第二項の規定による認可
- 農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の解散
- ニ 法第六十五條第二項の規定による認可
- 農業協同組合連合会又は承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併
- 三 法第九十七條の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更
- 三 第三十二條第五項ただし書の規定による承認
- 四 法第十一條第四項、第四十四條第四項、第五十條の二第七項、第六十四條第五項及び第八項並びに第九十七條(第三号から第八号まで及び第十二号に係る部分に限る。)の規定による届出の受理並びに法第五十四條の二第一項及び第二項並びに法第七十條の三第四項において準用する法第五十九條第二項の規定による書類の受理
- 五 法第七十一條第二項の規定による清算人の選任(農業協同組合連合会及び承継農業協同組合に関するものを除く。)
- 六 法第九十三條第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令
- 七 法第九十四條第一項から第五項までの規定による検査(同条第一項の規定による検査にあつては、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。)
- 八 法第九十四條の二第一項及び第二項並びに第九十五條第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)
- 九 法第九十六條第一項の規定による処分(都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。)

第六十條 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者(準用銀行法第五十二條の三十七第一項に

規定する申請者をいう。)

規定する申請者をいう。)

- 一 法第九十二條の二第一項の規定による許可
- 準用銀行法第五十二條の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更
- 三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二條の五十七第三号の規定による承認
- 四 準用銀行法第五十二條の四十二第一項の規定による承認
- 五 法第九十二條の三第三項の規定並びに準用銀行法第五十二條の三十九、第五十二條の五十二及び第五十三條第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二條の三十七第一項及び第五十二條の五十一第一項の規定による書類の受理
- 六 準用銀行法第五十二條の五十二第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 準用銀行法第五十二條の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 準用銀行法第五十二條の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二條の五十五の規定による命令
- 十 準用銀行法第五十二條の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設(以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行使することができる。

3 前項の規定により、特定信用事業代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。))を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第六十一條 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者(法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。)

は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

- 一 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の四第一項及び第五十二條の六十一の六第二項の規定による登録
- 三 法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の四第二項及び第五十二條の六十一の五第二項の規定による通知
- 四 法第九十二條の五の八第三項の規定及び法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設(以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行使することができる。

五 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第九十二条の五の八第四項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設(以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行使することができる。

3 前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該検査等の必要を認めるときは、営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、営業所等たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従

たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。前二項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。第六十二条 内閣総理大臣は、この政令による権限を金融庁長官に委任する。(都道府県が処理する事務)

第六十三条 法第九十三条第一項及び第二項、第九十四条第一項及び第二項並びに第九十六条第一項に規定する行政庁の権限に属する事務で法第九十八条第一項の規定により主務大臣の権限に属するものうち、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会(以下この条において「都道府県農業協同組合連合会」という。)に関するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府県農業協同組合連合会の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、法第九十八条第三項の規定により権限を委任された金融庁長官。第三項から第五項までにおいて同じ。)が自らその権限に属する事務(法第九十四条第一項及び第九十六条第一項に規定する事務を除く。)を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとす。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等(同項に規定する子会社等という。以下この項及び次項において同じ。)、信用事業受託者(同条第二項に規定する信用事業受託者をいう。以下この項及び次項において同じ。))若しくは共済代理店(法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下この項及び次項において同じ。))から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を若しくは、法第九十四条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくは若しくはその子会社等、信用事業受託者若しく

は共済代理店の検査を行つた場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。二項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第二項、第三項若しくは第五項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行つた場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県農業協同組合連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十六条第一項の規定による処分をした場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分の内容を主務大臣に報告しなければならない。(事務の区分)

第六十四条 第三十二条第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則抄 1 この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二百二十七号)の施行の日(昭和三十七年七月一日)から施行する。

附則 (昭和四〇年五月四日政令第一四七号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年一〇月二〇日政令第三三三号) 抄 1 この政令は、法の施行の日(昭和四十一年四月一日)から施行する。

附則 (昭和四五年八月二三日政令第二四二号) この政令は、公布の日から施行する。附則 (昭和四六年三月三一日政令第八九号) この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。附則 (昭和四七年三月二五政令第三三三号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年一〇月二日政令第二九二号) この政令は、公布の日から施行する。附則 (昭和五一年六月二一日政令第一四三三号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日政令第二八二二号) 抄 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年八月一四日政令第二二八号) この政令は、公布の日から施行する。附則 (昭和五七年一二月八日政令第二九六号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年一月二二日政令第四二七号) この政令は、公布の日から施行する。附則 (昭和六三年六月一八日政令第二〇四号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年九月三〇日政令第三二七号) この政令は、公布の日から施行する。この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(平成四年十月十五日)から施行する。附則 (平成五年三月三日政令第二九二号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

第三条 農業協同組合連合会に係る第九条の規定による改正後の農業協同組合施行令第一条の五第一項及び第五項に規定する貸出金には、当分の間、当該貸出金のうち貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一

号)第一条第四号に掲げる者に対するものは、含まないものとする。

附則 (平成五年七月三〇日政令第二十七号) 抄

第一条 この政令は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成五年八月二日)から施行する。

附則 (平成五年八月四日政令第二七三号) 抄

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附則 (平成九年一月二四日政令第九号) 抄

第一条 この政令は、農業協同組合法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成九年一月二十六日)から施行する。ただし、第四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成九年二月二五号政令第三八三号) 抄

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号) 抄

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年八月二一日政令第二八〇号) 抄

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日(平成十年九月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年十一月二〇日政令第三六九号) 抄

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附則 (平成一〇年二月二五号政令第三九三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年二月二二日政令第四一六号) 抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三一日政令第一七五号) 抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一二年七月一四日政令第三八三号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年二月二五号政令第三一〇号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七二号) 抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七二号) 抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七二号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七二号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七二号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七二号) 抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

3 平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円を下回ることとなった農業協同組合については、新令第二条の第三項の規定は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二千億円を下回ることとなった農業協同組合については、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

4 新令第二条の第三項の規定は、農業協同組合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該農業協同組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上である場合において準用する。

5 平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上二千億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円を下回ることとなった農業協同組合については、新令第二条の第四項の規定は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに千億円を下回ることとなった農業協同組合については、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法第三十七条の第二項に規定する特定組合に該当するものとみなす。

6 新令第二条の第四項の規定は、農業協同組合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上千億円未満であり、かつ、当該農業協同組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上である場合において準用する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

附則 (平成一三年九月五日政令第二八六号) 抄

この政令は、平成十三年九月五日から施行する。

一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附則（平成二十一年二月二十八日政令第三〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法施行令第十三条第一項の改正規定、第十一条中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定（同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）」を加える部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令第二十一条の改正規定、第三十一条の規定、第三十三条中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二百一十一条第一項の改正規定並びに第三十五条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第九号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る。）及び同令第三十三条第一項第一号の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第九号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第九号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の十一第九号に係る部分に限る。）、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第九号に係る部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令

令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第九号に係る部分に限る。）、第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第四条の四第十三号に係る部分を除く。）、第十六条の規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第九号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る。）、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第二十四条の九第十号に係る部分に限る。）、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。）並びに第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の担当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十号に係る部分に限る。）、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第九号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第十三号に係る部分に限る。）、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第十三号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第十三号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の十一第十三号に係る部分に限る。）、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第十三号に係る部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第十三号に係る部分に限る。）、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第九号に係る部分に限る。）、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る。）、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。）及び第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の担当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十号に係る部分に限る。）、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

Table with 4 columns: Item No., Description of Amendment, Reference Law, and Effective Date. Rows include amendments to the Financial Instruments and Exchange Act, Agricultural Cooperation Law, and Labor Bank Law.

1 この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

附 則（平成二十九年一〇月二七日政令第二七一号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二六日政令第六一号）

この政令は、平成三十年三月三十一日から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日政令第七三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（新農業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第六条 改正法第二条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）

以下「新農業協同組合法」という。）第九十二条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）

第七条 新農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第八条 改正法附則第三条第二項の規定により新農業協同組合法の規定を適用する場合において

は、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第三条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

附 則（平成三〇年七月二一日政令第二〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三〇日政令第一三九号）抄

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。